主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人渡辺良夫の上告趣意第一点は、違憲をいうけれども、原判決が、いやしく も被告人が団体または多衆の威力を示して、刑法二二二条の脅迫罪を犯した以上、 たとえ、その団体または多衆が合法的な集団であつても、なお、暴力行為等処罰二 関スル法律一条一項の適用を免れない旨判示したことは、正当であるから(昭和二 四年(れ)第一六二二号同二八年六月一七日大法廷判決、刑集七巻六号一二八九頁 参照)、右判断が不当であることを前提として、憲法二一条一項違反を主張する所 論は、前提を欠き、適法な上告理由とならない。

同第二点は、判例違反をいうけれども、所論は、原審において主張、判断のない ところであるから、判例違反の主張としては、前提を欠くものであり、結局、単な る訴訟法違反の主張に帰し、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。

同第三点および第四点は、いずれも事実誤認の主張であつて、同四〇五条の上告 理由に当らない。

また、記録を調べても、同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四〇年二月二三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	田	中	_	郎
裁判官	石	坂	修	_
裁判官	五鬼	上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊

## 裁判官 柏 原 語 六